

江南市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、迷惑電話による高齢者への被害を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、特殊詐欺防止用電話機器を購入し、及び設置した者に対して交付する江南市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金（以下「補助金」という。）について、江南市補助金等交付規則（昭和31年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 迷惑電話 一般消費者を対象とした違法若しくは不当な手段を用いる商取引又は特殊詐欺（対面することなく人を欺き、現金その他の財物をだまし取る行為をいう。以下同じ。）を目的とする電話をいう。
- (2) 特殊詐欺防止用電話機器 次のいずれかに該当する機器をいう。
 - ア 固定電話機に接続する機器であって、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、又は自動的に着信を切断する機能を有する機器
 - イ 固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有する機器
 - ウ 特殊詐欺への対策機能を有する固定電話機（ア又はイの機能を内蔵する電話機をいう。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者であること
- (2) 第6条の申請の日の属する年度の末日において65歳以上の者又はその属する世帯の構成員であること
- (3) 市税の滞納がない者であること
- (4) 江南市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規

定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと

(5) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその属する世帯の構成員のうちに、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特殊詐欺防止用電話機器の購入及び設置に係る費用とする。

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5, 0 0 0 円を限度とする。

（交付の申請及び実績報告）

第 6 条 申請者は特殊詐欺防止用電話機器を購入した日の属する年度の 3 月末日までに、江南市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の領収書

(2) 設置した特殊詐欺防止用電話機器の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたとときは、補助金の交付を決定し、江南市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金交付決定通知書（様式第 2）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、その旨を江南市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金不交付決定通知書（様式第 3）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 8 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに江南市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金交付請求書（様式第 4）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(検査等)

第9条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、市長の求めに応じなければならない。

(交付決定の取消)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(表面)

様式第1 (第6条関係)

江南市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

江南市長 様

申請者

郵便番号 483-

住 所 江南市

フリガナ
氏 名

電話番号

生年月日 年 月 日 (歳)

江南市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金の交付を受けたいので、江南市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 事業費の内訳

購入・設置費	補助率	補助金交付申請額※
円	1 / 2	円

※限度額は5,000円とし、100円未満の端数は切り捨て

3 設置する特殊詐欺対策機器の内容

メーカー名	
製品名	
品番	

添付書類等

- (1) 補助対象経費の領収書
- (2) 設置した特殊詐欺防止用電話機器の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し
- (3) 本人確認書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(裏面)

誓約書

誓約事項 (□に✓を入れてください)

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 一 過去に同補助金の適用を受けていないこと (他の自治体における特殊詐欺防止用電話機器等に係る補助金の適用を受けていないことを含む)
- 二 愛知県暴力団排除条例 (平成 22 年愛知県条例第 34 号) に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと
- 三 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと
- 四 市税の滞納がない者であること
- 五 装置を購入し、及び設置した後に生じた迷惑電話による損害について、県及び市が一切の責任を負わないことについて了承すること
- 六 申請内容に虚偽があった場合は、市に対して補助金を返還すること

様式第 3 (第 7 条関係)

江南市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

江南市長

年 月 日付けで申請のあった江南市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、江南市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、通知します。

記

理 由

様式第4（第8条関係）

江南市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金交付請求書

年 月 日

江南市長 様

郵便番号 483-
住 所 江南市
フリガナ
氏 名

年 月 日付で交付決定通知を受けた江南市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金について、次のとおり請求します。

1 交付請求額 金 円

2 振込口座

振込先口座	銀行 信用金庫 農協		本店 支店 出張所	種目	口座番号					
					1 普通預金 2 当座預金					
	金融機関コード	支店コード	フリガナ							
			口座名義人							